

令和4年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第8日（令和4年3月14日 月曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 報告第1号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」及び報告第2号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について）」並びに議案第3号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第10号）について」から議案第28号「高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について」までの議案26件、計28件を一括議題  
(質疑)

日程第2 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 早川 聡 君 局長 補 佐 中嶋 由美 君

議事係主幹 佐野 舞 君 主 幹 傍士 真弓 君
主 事 補 細川 展 君

~~~~・~~~~・~~~~

#### 出席要求による出席者

|                |         |                        |         |
|----------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長            | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                  | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 戎井 大城 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員       | 西原 貴樹 君 |
| 企画財政課長         | 横山 英幸 君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 |
| 危機管理課長         | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                  | 味元 博文 君 |
| 健康推進課長         | 山下 育 君  | 福祉事務所長                 | 井上 美樹 君 |
| 観光商工課長         | 二宮 眞弓 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 和泉 政彦 君 |
| じんけん課長         | 亀谷 幸則 君 | 教 育 長                  | 岡崎 哲也 君 |
| こども未来課長        | 中津 恵子 君 | 生涯学習課長                 | 田村 五鈴 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会定例会3月会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、報告第1号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」及び報告第2号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について）」並びに議案第3号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第10号）について」から議案第28号「高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について」までの議案26件、計28件を一括議題といたします。

ただいまから、質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) おはようございます。新風会の弘田条です。よろしくお願ひいたします。

冒頭に、ロシアのウクライナ侵略に強く抗議し、一日も早い停戦とウクライナに平和が戻るよう、願っているところであります。このことを皆さんにお伝えして、一般質問を始めさせていただきます。

今回は3点質問させていただきます。

「モデルナワクチン接種について」と、「教職員の多忙化防止について」、そして「高齢者対策について」であります。よろしくお願ひいたします。

1点目の、「モデルナワクチン接種について」から質問をさせていただきます。

今回のモデルナワクチン接種について、原因や配線の改善、接種された方々への対応などについて質問してまいりますのでよろしくお願ひいたします。

前半は健康推進課長に聞いて、最後は市長にお聞きしたいと思います。

まず、事故の原因であります。

どうして冷凍庫の電源が落ちたか、原因について健康推進課長にお聞きいたします。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

(健康推進課長 山下 育君自席)

○健康推進課長(山下 育君) おはようございます。

まずは、温度管理のできなかったワクチンを使用し、ワクチン接種を実施していたことに対しまして、接種を受けた皆様や御家族の皆様に、心からおわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

議員質問の電源が落ちた理由につきましては、モデルナワクチンの冷凍庫の電源が、エアコンの配線から引かれており、深夜から早朝にかけて節電のためにエアコンの主電源が切れる影響を受け、冷凍庫に送電できなくなったものです。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 2番、弘田 条君。

(2番 弘田 条君発言席)

○2番(弘田 条君) 分かりました。

次に、専用回路とはいうところであります。

私は、電気工事士であったり電験三種免許を持っておりますので、電気のことは少しは分か

っているつもりで質問させていただきます。

専用回路とは、ほかの機器にも接続せず、使用する冷凍庫のみに電源を送るもので、電源ブレーカーも専用であり、配線も専用で電気を送ることとなっています。

例えば、よその例として、消防施設の自動火災報知機の受信機や誘導灯、誘導灯あそこにもありますが、といった回路も専用回路でなければならないこととなっています。これは、機器に給電する途中で、例えばコンセントや照明回路を設置した場合、それにつないだことが原因でそれが事故となって停電もなることもありまして、それで給電できなくなるというおそれがあるからであります。

なぜ、エアコン電源と兼用配線になったかお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

モデルナの冷凍庫の電源の設置の際に、電気業者がエアコンの電源が深夜切れるということ想定しておらず、エアコンの電源から配線をしたことによるものです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 分かりました。そうするとやっぱりエアコンを切らなければずっと切れなかったということだと思います。

次に、正規の配線に改善することについてを質問します。

今後においても、スイッチを押して電源が切れたりする場合も考えられますし、庁内が停電になった場合も、一旦電源が切れたら、再度入りのスイッチを入れないと冷凍庫の電源が切れたままとなりますので、急速に配線を改善する必要があります。この件について、健康推進課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） できるだけ早く直したいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 明確な答弁でありがとうございます。ぜひ早く直して、専用回路で事故を防ぐということをお願いをしたいと思います。

次に、接種した方々への対応についてお聞きします。

私の母にもおわびの手紙が届きました。今回のおわびと、今後は県・国・製造会社に問合せを行い対応するというものでありました。

市民の皆さんからの問合せもありました。心配されるのは、接種したことの悪影響はないか、また接種の効果があるかなどの問合せもありました。

この件について、今後どう対応していくのか、健康推進課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

ワクチン接種などでの健康被害は、およそ4週間以内に出現すると言われていています。そのため、まずは、接種された方の健康状態について確認させていただくため、健康推進課の職員が電話をかけ、謝罪とともに、体調などを伺っているところです。接種の時期の早い方から連絡させていただいておりますので、接種者全員への連絡にはもうしばらく時間がかかると思います。

なお、モデルナワクチンの冷凍庫のこれまでの温度データにつきましては製薬会社に相談をし、温度データを送付させていただいており、現在、ワクチンへの影響等について解析をお願いしているところです。

また、ワクチンを接種したことにより、抗体ができたかを確認するための抗体検査については、新型コロナワクチンを接種したほとんどの方でウイルスに対する抗体の産生が認められる一方で、抗体検査をしたとしても、その方の免疫が十分なものであるかが分かるわけではなく、通常、ワクチン接種後の抗体検査は必要ないと考えられています。

しかし、今回のワクチン接種において、温度管理が適正でなかったワクチン接種では新型コロナウイルスへの予防効果がないのではないかと不安な思いをされている方も多くおられます。この期間、キャンセル対応のため、このワクチンでの接種を行った市役所職員もいることから、まずはその職員に、試験的に抗体検査を行い、ウイルスに対する抗体の産生が認められるか確認し、その結果の報告と合わせ、対象の皆様への抗体検査の実施について御連絡したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 市長も行政防災無線でもう何度も電話やらもしているとかいう対応もしてくれて、説明もしてくれているところですし、今聞くと、効果もあつたのではないかとい

うようなことなんです、やっぱり心配をしている、結局分からんということでした、そういったことの心配がなくなるように取り組んでいただいているというようなことも分かりました。ぜひ、なかなか作業も大変ですが、1件1件電話をしながら、把握しながら、また職員も打った人もおるようですので、ぜひそういったことも分析しながら進めていただきたいというふうに思っていますのでよろしく願いいたします。健康推進課長ありがとうございました。

最後に、市長の所見というところで市長にお伺いしますが、これ全般通して、特に接種した方々の今後の対応についてどう取り組むか市長にお聞きするところです。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまでの経過や今後の対応につきましては、健康推進課長が答弁したとおりであります、本当に市民の皆様には、改めて心よりおわびを申し上げます。現在、対象者の皆様への聞き取りによる健康観察に誠心誠意対応しているところでありますが、国・県の助言も仰ぎながら、職員一丸となって誠心誠意取り組んでまいりますので、どうか御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございました。市長もそうって一生懸命やってくれるということですので、ぜひよろしく願いして次の質問にまいります。

次に、「教職員の多忙化防止について」、こども未来課長と教育長にお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

職員の多忙化について、ちょっと前文がいつになく長いですが、ちょっと説明をしてまいります。

この件については、総務文教常任委員会で昨年度のコロナ対策も含め取り組んでまいりました。

以前から、教職員の多忙化が問題となっていて、総務文教常任委員会の取組として、昨年の8月に小中学校校長に市役所に来ていただき、現状について説明をしていただき、意見交換も行いました。

例えば、小規模校では複式学級で準備を2学年行うことから、準備に2倍かかることや、給食はいいんですけども、給食になっても休みがないと、結局給食で指導に入るということで、その時間帯が休みになっていないとかいうような報告もいただいております、結局先生方の休みになっていないというような現状があったり、以前からの問題もあったんですが、中学校の部活についても、以前と変わらず職員の負担が大きいなどの報告をいただきました。

以前、ある学校に夕方7時に行ったことがありました。ほとんどの教員の皆さんが机に座って仕事をしていました。これは異様にも見えたんですが、時期にもよると思いますが、夜は8時まで仕事をして、市内の先生は家に帰るのは8時半、四万十市や宿毛市の先生は9時を過ぎるというようなのが常態化しよるようでして、これは本当に大変な、忙しいなというふうに思ったこともありました。

また、別の先生から聞いた話ですが、土曜日か日曜日にどっちかひいとい学校に行かないと仕事が終わらんと、業務が追いつかないためとか。それから提出書類が多過ぎるなどの現状もお聞きしました。

市教育委員会も様々な対応をしてくれていると思いますが、なかなか多忙化は解消されないままであります。

この件について、現状や改善された件、これからの対応などについて質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、現状についてこども未来課長にお聞きします。

教職員の多忙についてどのように把握しているか、こども未来課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

土佐清水市立学校教職員の服務に関する規則、第5条「教育職員の業務量の適切な管理等」の中で、教育委員会は教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を、1か月について45時間、1年について360時間を上限の範囲内とするため教育職員の業務量の適切な管理を行うと規定をされております。

教職員の勤務状況については、校務支援システムにより勤務状況を確認できるようにしております。1か月について45時間を超えている方が、現時点で平均すると教職員の約半数いることは把握をしております。

しかし、タブレットの活用や様々な取組により、波はありますが、年度当初からすると徐々に減ってきていると感じております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 1か月に45時間以上、50%以上ということですので、現実はやっ

ぱり結構多忙化で現状があるということではないかと、またそれをそういうシステムでも管理しようということですので、極力これが減っていくような形で、また一緒にやっついていかないかんとというふうに考えているところであります。

次に、中学校の部活ですが、これは以前からかなりの負担があったわけでありましたが、中学校の部活についての現状とこれからの取組について、こども未来課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

現在の清水中学校の部活動は、運動部が、卓球部男子・女子、相撲部、バスケットボール部男子・女子、バレーボール部、野球部、陸上部長距離・短距離、ソフトテニス部男子・女子、サッカー部と校外部活動として硬式テニス部、バドミントン部の14部活動と、文化部が美術部、音楽部の2部活動で合計16部活動となっております。

この部活動を指導する顧問、副顧問は校長以外の教諭全員が担当となっております、平日の授業終了後や休日の活動時の指導、大会時の引率等、教員の役割は大きいと考えております。

教育委員会としましては、教員の負担を少しでも軽減するため、来年度から地域運動部活動推進事業を導入することとしています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 最後に言いました新しい事業にも大きく期待をしてみたいと思いますが、また後ほど詳しく質問がありますので、そこでまた詳しくお聞きしたいと思います。

次に、改善されてきた点についてというところです。

ある学校では、会議のときに全て書類を使わず、パソコンの画面で会議を行うように改善した学校もあったとお聞きしております。役所のほうもタブレット導入に向けて取り組んでいるところではありますが、これが一つの例としまして、ほかにも改善された点はあると思いますが、この件についてこども未来課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、学校からはタブレットを活用することによって、ペーパーレスにより会議の時間短縮が図れるようになった、児童生徒へのアンケート調査を集計まで自動で行ってくれるため負担がかなり軽減されたとの報告を受けています。

また、市の単独事業として特別支援教育支援員、県の補助事業を活用して多忙化解消支援員、放課後等学習支援員の配置や、学校によっては、退校時間、定時退校日の設定、教育委員会としては夏期休業期間の学校閉庁期間の設定など、働き方改革の推進として、教職員の健康維持と公務能率の向上を図ることに努めております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） この件について、以前に武藤議員が質問されたときにも、それから後で、例えば今閉庁のことも言ってましたが、夏休みの盆の前後にもう閉庁いうことで、今聞いてみると盆の前後で8日間は閉庁と、もう学校に来らさんというようなことも始まって、これが逆に忙しい言う先生もおりますけど、けど先生が体が休まるということでは大きな意味があるのではないかというふうに、そういったことらも市の教育委員会での改善策ではないかと思っているところなんで、いろいろとほかにもあつたらぜひそういったことも取り入れていただいて負担軽減に努めてもらいたいというふうに考えております。

次に、国・県や制度で改善されたものについて、こども未来課長にお聞きします。

例えば、本年度からは段階的に小中学校が35人になったり、そういった例もありますし、いろいろと制度によって改善もされてきているところもあると思うんですが、このことについてこども未来課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

現在、国の基準では1学級当たりの上限人数は小学校1・2年生35人、小学校3年生から中学校3年生まで40人となっていて、小学校6年生までは令和7年度を最終年度として毎年、段階的に35人に移行していくこととなっています。

高知県の基準は弾力的な運用として小学校1・2年生30人。小学校3年生から6年生までが35人の少人数学級となっており、中学校においては、来年度から全学年35人の少人数学級にすることとなっています。

このように1学級当たりの上限人数を見直していくことは、学級担任が行う、成績処理や採点等の学級指導業務や、家庭訪問、保護者対応などの学級指導以外の業務の軽減にもつながり、児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、時間外勤務の削減を通じて働き方改革が推進されることが期待できると考えます。

また、教員免許更新制度につきましても、現在廃止の方向で進んでおり、廃止が決定すれば

教員の負担軽減につながると考えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 特に35人学級が高知県は早く、既に低学年は30人、小学校高学年は35人とかなって、中学生も35人になるということで、例えばこれがコロナ対策のときも40人学級で、それやったらソーシャルディスタンスといえますか、生徒と生徒の机の間が保たれんとかいうことがあって、これが35人やったら何とか間隔が保たれんとかいうのもあったことも含めて、やはり少人数のほう、もちろん先生の負担も含めて改善されていくのではないかというふうに思ってますし、国のほうもほんまに35人になったり、先生の免許の関係らも改善されて、国もよくなってきよるということで、我々議会も意見書も出したこともあったんですが、そういったことも含めてまたみんなで取り組んでいかないかなというふうに考えているところなんでよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、最後に教育長にお聞きします。

こども未来課長に様々な点について答弁をいただきましてありがとうございます。

このような現状の中で、また今後どう取り組んでいくか、教育長にお伺いするところです。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

教員の多忙化解消について今後どう取り組むかということですが、まずは勤務時間管理を徹底し、意識改革を行うことだというふうに思っています。

教員はどうしても、子供の可能性を引き出すとかそういうことであれば長時間勤務も苦にならない、良しとするというようなそういう意識が、使命感が働くんです。そのことが働き方改革が進まず長時間勤務を生む要因ともなっているのが事実なんです。教職員一人一人がこれまでの働き方をきっちり見直して、勤務時間を意識し、限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行うよう意識させるということは本当に必要であるというふうに考えています。

私が勤務していたときで言うと、もっと多かったです。今、随分意識が変わってきて少なくなっているんです。本市にも統合型校務支援システムが導入されていますので、勤務時間を管理するという事は環境は整っていますので、まず、勤務時間管理を徹底するという事を考えています。

もう一つは意識改革ですけど、来年度の夏休みに教職員研修でそういう講師を招聘して、意識改革のための研修を行うというふうには計画を立てております。また、他県の好事例や推進

校の好事例も紹介しながら進めていきたいというふうに考えています。それが1点。

もう1点は、やっぱり人の配置です。人の配置をしっかり保障していく、人の配置については、先ほど課長のほうからも言いましたけど、多忙化解消支援員であったり、放課後等学習支援であったり、支援員の配置、それとSSWであったり、スクールカウンセラーであったり、ヤングケアラーであったり、担任業務の軽減につながるような人員の配置も考えていかなければいけないというふうに思っています。また、家庭との連携や生活指導等への業務の支援、そういうことができる人員の配置というものを考えていかなければいけないというふうにも考えています。

また、昨年度からコロナウイルス感染症に対する支援員も引き続き配置をしていく、そういうふうには業務を分けて配置をしていくような形を取りたいというふうに考えています。

中学校の部活については、先ほど言いましたけども、地域運動部活動推進事業を来年度導入するようにしておりますので、そのことが多忙化解消には随分効果があるんじゃないかなというふうには考えています。できたら日曜日は地域スポーツのほうに移行していくというような形にしていきたいというふうには考えています。

それと、来年度から導入予定のコミュニティ・スクールについても、議員がおっしゃったようにみんなでという、地域がチームとなってみんなで学校の組織を、協力体制を整えていくというようなことになりますので、連携・協働も進んで、専門スタッフや外部の方々が教育活動に参加をしてもらえると、そういうふうになると教員の支援にもつながる部分があるんじゃないかなというふうには考えています。そういう面でコミュニティ・スクールについても随分期待しているところではあります。

また、学校それぞれの組織マネジメントについても、業務の明確化であったり、学校組織体制の整備だったり、業務の効率・削減、支援システムの機能の活用、そういうことを進めていながら多忙化の解消に向けた取組を推進していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 教育長、ありがとうございました。いろんな手立てがあるということも分かりましたし、本当に意識改革大事だと思います。やっぱりこれが当たり前や思ったらいかんと思いますよね。家庭もあるしね、子育てしようとする人もおるじゃないですか、ほんじゃけんやっぱり家庭のこともせなあかん、これも僕あると思いますよね。

実は身内ですが、弟の嫁さんも教師でして、ちょっと松山で市内で先生しよるんですけど、この間電話かかってきたん夜の9時半やいうて、まだ学校おります言うて、もうやめてくれや

言うて、忙しいことは分かるけど早よ家帰れって言うたんですけど、家庭にも負担がいきよるんですよ。そんなことも実際ずっと、それが当たり前になっちゃるみたいなんがあって、それを変えないかんがですよ。ですから、先ほど言った、講師を招いての研修らで意識を改革する、これも大事なことやと僕は思いますよね。

それから、人の配置では、SSWやスクールカウンセラーは今まであったがやですけど、新たにヤングケアラーというのも、これもいろいろな担当が増えてきてそれでいろいろ分担して、それで先生の負担を少なくしていくというようなことにもつながってくるし、今年の4月から始まるコミュニティ・スクール、学校運営協議会についても同じですよ、各地域の人たちが協力していただいて、よう昔は教頭先生が草刈りやしよったけど、今はもうコミュニティ・スクールの人たちがいて、時間の賃金をもらいながら地域の方が支えていくというようなことも、その人らも地域の人たちが支えて学校を支えていくということも先生の負担を軽くするということにもつながってくると思うので、様々なやり方があると思うし、最後には、山崎議員も質問ありましたが、やっぱり特に土曜日、休みの日のスポーツはもう地域の方がやると、これはやっぱり地域の方も支えていくということですよ、以前に市長と総合型スポーツクラブで愛知県の方に行ったときは、既に総合型スポーツクラブがそれはやっていますと、これはもう大分前の話でして、既にとっくに始まったところもありますんで、そういった様々なことで学校を支えていって、その中で先生方が多忙化の軽減になるように、これはもう教育長中心に頑張ってもらいたいというふうに思っていますんで、期待してこの教職員の多忙化の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

最後に、また健康推進課長と市長にお聞きします。

高齢者対策についてですが、これもまたいつになく長い前文を読ませていただきます。

認知症につきまして、最近の私の周りには認知症の方が増えてきました。この対応について質問してまいりますのでよろしくお願いします。

以前の話ですけども、私の家に夕方、高齢者の男性が来て、どうしましたかと聞くと、意味不明のことを言って帰らんといかんと言うので、どちらの方が尋ねると上野の方ということで気をつけてと言って見送ったんですけども、その後小雨も降り出してきて暗くなりましたので、不安になりまして弟と一緒にその方を追いかけていきましたら、帰る途中でしたので小雨も降るし、暗くなったので上野まで送りました。この方は認知症やったわけですけども、次の日には、このことを当時の上野の区長と上野の市職員にも経過をお話ししたこともありました。

またごく最近のことですが、地元の斧積の高齢者の女性の方が夜中に12時頃徘徊をし出したり、朝早く5時に近くの家にはだしで行ったりとかというたことも起こりだしまして、これはいかんと思ひまして、包括支援センターの担当者、それから健康推進課の担当者、そして本

人の長男、親族、私の5人で区長場で話し合いを行いました。

状況を聞いておりますと、薬を朝と夜2回飲まさんといかんがでしたが、朝しか飲ましていないと、夕食時は長男がいないので飲むのが不安ということとでとっていたんですがそれじゃいかんと、ちゃんと夜も飲まさんといかんと強い口調で言うたところでしたが、その後四、五日してから薬が効くがですね、本人も会うと表情もすっかりよくなって、徘徊などもしなくなったと周りの住民からも確認できて、そういった対応もしたこともありました。

ほかにも、時期になりまして5月の新緑の頃や9月の彼岸花が咲く頃になると調子が悪くなる人も出てきまして、これは市内全体でこういった方が増えているのではないかと思ひまして質問をさせていただくことにしました。

まず1点目の、市内の認知症の現状についてを健康推進課長にお聞きしますが、現在どれくらい認知症の方がいるのか健康推進課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

レセプトで見ると、後期高齢者医療保険では、被保険者数約3,600人中、令和元年度624人、令和2年度654人と、約6人に1人に認知症の病名がついております。

なお、国が定めた認知症施策新オレンジプランでは、2025年には65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症と推計されております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 思うたより多いですね。やっぱり将来的には5人に1人、今6人に1人いうたらかなりの率でおるのではないかということが分かりました。私も含め注意していかないかと思っています。

次に、認知症の相談先についてであります。

認知症を疑う場合などにどこに相談しますか、またその事務所の概要や相談件数、どんな相談があるかなどを健康推進課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えします。

一般的には、まずはかかりつけの主治医等医療機関に相談することになり、介護保険サービスを利用している方であれば、担当ケアマネジャーに相談することもあります。また、かかり

つけの医師や担当ケアマネジャー等がない場合、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが相談先となります。

地域包括支援センターでは、生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援を行う総合相談支援事業を実施しており、最近では、認知症や、同居者の介護力不足、金銭的困窮や、障害等、様々な課題が混在した相談が多くなっており、令和2年度中の相談件数1,372件のうち約4分の1の338件が認知症に関する相談となっております。

その内容については、家族や本人からは、物忘れが進んできた、急に妄想的なことを言い出したといった内容が多く、医療機関からは、服薬が適切にできていないのではないかとといった内容となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 僕も思ったんですけど、やっぱり今薬が効くので、本当に薬はしっかり飲んでもらえたら大分いいのではないかというふうに今思っているところです。

次に、認知症が改善された例などについてというところですが、実際に認知症になれば治ることもないと思うんですけども、何かのことで改善された例とかあれば教えていただきたいと思います。健康推進課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

認知症の中で最も多いアルツハイマー型認知症を完全に治療する薬はなく、服薬により症状の進行を緩やかにすることで、日常生活を維持できるようにすることが一般的な治療となりますが、ある程度症状が進行した場合は、適切な服薬が困難となります。

そのような方や家族に対し、服薬の工夫や日常生活が維持できるように支援することで、症状が落ち着き、認知症がありながらも、穏やかに生活ができるようになることがあります。特に、夏場は脱水による影響が出ている方が多いため、水分摂取量を増やすことで状態が改善する場合があります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 分かりました。まあなかなか実際には治らんがですけどね、やっぱり

いろいろ地域の人からも助けながら支援すれば何とかなるというようなこともあろうかと思いませんので、そういったこともやっていかなければならないと思っているところです。

これからの取組についてであります。

これちょっと僕、アメリカで認知症の予防薬も出たという報道もNHKのニュースで見たことがあったんですが、今後の要望とか、認知症になった場合の対処についてどう取り組むか、健康推進課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

認知症への取組としては、従来から早期発見により治療を開始することが重要であると言われていています。新薬が海外で承認されましたが、軽度の方が対象で後期段階へ進行した方への有効性は分かっておりません。

早期に適切な専門医療機関へつなげることが重要であり、認知症の早期症状や、正しい知識について普及・啓発し、家族や地域の方が早期に変化に気づけるように、認知症相談会や家族介護教室、認知症サポーター研修会での啓発活動を継続して取り組みます。

また、家族の方が身体的・精神的負担を感じることも多く、訪問介護サービスやデイサービス等を利用することで、介護者の負担を軽減できるように支援することも重要となりますし、専門医や認知症の家族を持つ方からのアドバイスによって、本人に起きていることや症状への理解を促し、関わり方を工夫することで、負担感が軽減することがあることから、家族に認知症の方を持つ認知症家族の会の取組も継続して取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 今の説明よく分かりました。健康推進課長に斧積に来て講演をしてもらいたいと思えます。

本当に、早期発見、早期治療大事だと思えます。それとやっぱり、家族であり地域の方が理解をして、対応もしていくということもですし、それから1年か2年前でしたか、社会福祉大会にも行ってそういった話も聞いたときにも僕も勉強になったんですね。ですから、やっぱりそういった講演会とかそういったことらも含めて、市民にも知っていただいて、皆さんが対応していくということも大事だと思えますので、これからもまた健康推進課の担当になろうかと思えますが、ぜひ進めてもらいたいと思えます。

次に、地域での助け合いというところで質問をさせていただきます。

各地区で高齢者が増えてきて、日常生活の中でごみ出しや買物、交通手段の不便になってきている人が増えているのではないかと思います。

社会福祉協議会が行っている福祉協力員への取組や交通手段の協力などについて伺います。

まず、福祉協力員について、健康推進課長にお聞きしますが、斧積でも社会福祉協議会担当者が来ていただいて、福祉協力員の取組について話合いがあり、この中でごみ出しの協力や地域で困った人がいないかなどについて話合いが行われまして、地域で助け合っていかなければならないと改めて思ったことでした。

この福祉協力員の制度について、健康推進課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

令和3年9月時点で、福祉協力員の登録がある地区数は54地区、登録者数は306人となっており、見守り・声かけ・話し相手、買物・布団干し・散歩の付添い等、地域での困り事に応じて様々な支援をされています。

また、社会福祉協議会が実施する福祉協力員情報交換会では、各地区の現状や課題等について話合いがされており、そういった中で、ごみ出し支援などは、社会福祉協議会に登録があるいきいきボランティアによる支援につながるなど、高齢化が進み、現役世代が減少を続けている本市で、各地区での助け合いの中、区長、民生委員、ボランティアの皆さんと一緒に地域活動に取り組んでくれております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 本当に地域で助け合いながら、困った人を助けるということが大事でして、逆に言えば、困った人はこんな人言うたらその人が何か迷惑をかけるような話になるのですが、そういう人が一番大変やけん、困っちゃうけん助けないかんというような気持ちで取り組めば、またいいことができるのではないかというふうに考えているところです。

最後に、交通手段についてであります。

以前には、地域公共交通で企画財政課長にも質問を行いまして、デマンド交通などの質問やスクールバスの混乗などについて答弁をいただいたところです。

今回は、例えばグリーンハイツや戎町の人たちも銀行や買物、病院に行くのに不便を感じているとの声をお聞きしておりまして、この対応について地域の助け合いなどで解消することは

できないか、甲藤議員の文書質問では、市街地の街バスについて、通院や買物などの外出ニーズに対応するためのものであり、住民の交通手段確保という点から必要性は十分に認識しています。現在も、市街地にある交通業者と街バス運行について協議をしていますが、乗務員確保の問題や街バス利用によるタクシー離れでの懸念から現実に至っていませんとの答弁があったわけですが、なかなかこれは難しいがですけども、ほかの地区の事例とかあって何とかこういう地域の人たちであったり、どっかの施設で対応をしているところはないかということ、そういったことについて健康推進課長にお聞きするところです

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

近隣の市で見ますと、宿毛市では平田地区でスーパーが閉店したことで、週1回、社会福祉法人がデイサービスで使用するバスを送り迎えの時間以外で、運転手と車の空き時間に地域貢献活動として、市街地のスーパーへ買物支援バスを利用料無料で運行しています。また、別の社会福祉法人でも生活物資を家まで届けてもらいたいというケアマネジャーからのニーズを受け、商品配達等の支援を利用料1回500円で行っておりまして、どちらも市からの委託等によるものではなく、社会福祉法人が独自の公益活動として実施しているものです。

企画財政課が、高知西南交通のバス車内や、いきいきサロンなどで公共交通に関するアンケート調査を実施し、移動手段のニーズ把握を行っておりますので、ほかの自治体の事例も参考にしながら、本市でできることはないか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 企画財政課長の横山課長にもぜひお願いしたいですね。

それで、斧積ばかり言ってすみません、斧積で高知県立大学生を招いて、一緒に今地域で困っていることはないですかというときにやっぱり交通手段が出てきて、田中きよむ先生が、「県内でもそういった地域で何とか皆さんが連れて行くとか、そういったことを今、五、六か所ぐらいは検討しています。」というような話もあって、それはどこかちょっと分からんやったですけど、高知県全体でもそういった議論も広まってきようし、だんだんだんだんこういった高齢者も増えてきて不便感じている人が増えてきて、これから先はまたそういったニーズもますます高まってくるのではないかというふうに思ってますんで、また今健康推進課長が宿毛の事例もあったんですが、いろいろとそういった市がやるのではなくても、社会福祉法人がやったりとかそういったことも含めて、市民のニーズに応えられるような形でまた進めていただけた

いと思いますのでよろしくお願ひいたします。

最後に市長の見解というところですが、長くなってすみません、認知症であり地域の助けについて、市長にまとめの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者一人一人の状態に応じた支援・サービスを一体的に提供し、住民力を生かしながら、土佐清水版地域包括ケアの構築に努めてまいりました。しかしながら、今後さらに独り暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加が予想されます。私も、6月で89歳になる母親と同居をしております。デイサービスやショートステイも利用させていただきながら、介護に当たっているところでもあります。その意味では、弘田議員より地域の実情に沿った質問をいただき、また、健康推進課長が答弁したように、地域での支え合い、助け合いが大切だと痛感をしているところでもあります。もっと言えば、地域と医療・介護・福祉が一体となった協働体制が必要であると思っております。土佐清水市の地域活動に熱心な地域特性を生かしながら、安心して暮らせる地域共生社会の実現に取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 2番、弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） どうも市長ありがとうございました。これからの励みになるような答弁をいただきましてありがとうございました。

私も、地域の助けという言葉好きでしてよく使っていますが、これからも、自分自身もそういったことで頑張っていきます。

最後に、倉松課長、戎井会計管理者、そして味元消防長、長い間本当にお疲れさまでございました。今後とも元気で、清水のために頑張ってもらいたいと思います。

以上をお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩をいたします。10分程度休憩をいたします。

午前10時53分 休 憩

午前11時04分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 皆さん、こんにちは。新風会の山崎誠一です。

さて、先日の3月11日は東日本大震災から11年になります。亡くなった人口1万5,900人、避難先で亡くなった人3,784人、まだ見つかっていない人2,523人、自分の家を離れて避難している人3万8,514人だそうです。

南海地震の可能性が高いと言われていています。地震はいつどこで起きるか分かりません。そして津波、こうすれば絶対に助かるという方法も存在しません。取りあえず地震から命を守る、けがをしない、そうすれば津波から逃げることができる。その場の状況に応じた適切な対応を取り、命を守り抜く、それができなければ地震の後の備えも役に立ちません。

阪神・淡路大震災では津波は来ませんでした。家屋の全壊、半壊がともに10万棟以上、死者6,400人余りのうち、犠牲者の8割が建物の倒壊や家具の転倒による窒息死、圧迫死であったと言われていています。命が助かってこそ津波から逃げられる、自助、共助、公助、自分の命は自分で守る、いざというときのために協力する体制などで共助し、国・県・市の公助を受けて生き延びる、自主防災などで地震の体験者に体験談を聞く機会があると、災害に備えるという意味では、大変役に立つのではないかと思っています。

長くなりました。それでは、通告による質問に移ります。

まず最初は、地域運動部活動推進事業について質問をさせていただきます。

先ほど弘田議員からも教職員の多忙化についてということで、中学校の部活動について、こども未来課長への質問があったように思っております。

私からは、その取組と、具体的な事業について、生涯学習課長へ伺っていきたいと思っています。重なる事柄も出てくるかもしれませんが。働き方改革や学校現場での教員の負担軽減を図りながら、一方では、中学生の運動部の活動を外部指導者にお願いする取組、そして組織構築などについて伺っていかうと思っております。

ということで、地域運動部活動推進事業を必要とする背景について、生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

先ほど、弘田議員の教員の多忙化解消についての一般質問の中で、こども未来課長から清水中学校の部活動の現状と教員の負担について答弁がありました。そのような現状の中、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築及び教師の負担軽減等の観点から、学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革が、今後、ますます重要となってくると言われています。これまで部活動

は、休日の活動を含め、教師の献身的な勤務によって支えられており、部活動が教師の長時間勤務の主な要因であることや指導経験のない教師には多大な負担になるとの声もあります。

このような背景から、部活動の指導等に意欲のある地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現と学校の働き方改革の両方を実現するため、学校の活動として行われる部活動と、地域の活動として行われるスポーツ活動との連携を図りながら、学校部活動を地域部活動の中で実施できる環境を整えていく必要があります。

部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることから、部活動改革の一つとして実施するもので、総合型地域スポーツクラブスクラムに所属する地域のスポーツ指導者が平日の部活動で指導を行い、休日のスポーツクラブの中で生徒を受け入れることで、より専門的な競技指導や、地域で子どもを育てる構築と教員の部活動の負担の軽減を目指すものであります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございました。

先生方の長時間勤務の要因や部活動の経験がない先生方の負担解消、生徒にとって望ましい、持続可能な部活動の実現といったこと、また問題、課題の改善、克服に向けての解消策は、課長からの説明では、総合型地域スポーツクラブスクラムに所属するスポーツ指導員に部活動の指導をお願いしていくという説明だったと解釈いたしました。ありがとうございました。

次にいきます。

それでは、その総合型地域スポーツクラブの指導を受ける内容についての概要を生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

事業の概要としましては、スポーツクラブスクラムへ委託をして実施する予定です。部活動をめぐる様々な関係者がそれぞれの立場で協力しながら進めていけるよう、教育委員会、学校関係者、スポーツ関係者等で組織する協議会を立ち上げ、運動部活動における受皿の整備方策、指導者の質及び量の確保、費用負担の在り方など、地域運動部活動の運営に必要な事項を検討してまいります。

その協議会の中で、学校長の要望をお聞きした上で外部指導者を必要とする部活動を決定し、意欲のある地域人材を地域スポーツ指導者として委嘱し、地域部活動として5月からの運営開始を目指します。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございます。

委託事業として行うということ、協議会を立ち上げること、指導を行う側、受ける側の負担の在り方など、地域運動部活動に必要なことを検討する、そんな内容だったと解釈いたします。ありがとうございました。

ということで、指導を受ける方の中学校の運動部の状況について聞いておかなければならないわけですが、先ほど弘田議員からの質問に対して、こども未来課長からも詳細な説明があったと思いますが、中学校の運動クラブが何クラブあって、クラブ活動をしている人数は何人かもう一度生涯学習課長にお聞きします。

よろしくをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

先ほど、こども未来課長からの詳しく答弁もありましたが、清水中学校の運動部活動の数は12、外部指導員に指導を受ける校外部活動が2で、合わせて14の運動部活動があります。

運動部の全部員数は、令和4年3月2日現在で、3年生を除いて、93名とお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございました。

中学校の運動部の状況をお聞きして、クラブ数と全部の部員数が分かったということで、これをクラブ数で参加している93名を割りますと、6.6人、1つのクラブに対して6人から7人という状況だというふうに思います。

現実には違うと思いますが、陸上や水泳のような個人競技やダブルスを組むことができるバドミントン、卓球、テニスなどはペアをつくることはできても団体戦は窮屈になるのではないかと思います。野球、サッカーなど人数が多い競技は足りなくなるのではないかと考えています。現実には、野球もサッカーもチームはあると承知しておりますが、また中学生がどれだけ運動部に参加しているのかも気になるところでございます。

過去に執行部からもらった資料では、生徒数が昨年5月時点で229名だったそうです。部

員 93 名を割ると、約 41% の生徒が部活動をしていることとなります。参加していることになり、なかなかのものではないかと私は思っています。と思いませんか。

以上の話は、こども未来課から領分が少し生涯学習課とちょっと違うので、次のほうに移りますが、この事業において、外部指導者は総合型地域スポーツクラブスクラムですが、現在、そのスクラムには専門的スキルを持った方が多くいて、その方が指導を行うということですが、大変よいことだと思っております。

参考までに、以前もらったスクラムの会報から、所属するクラブ数は 54 くらいと認識しております。また、競技種目では約 30 種目だったと思っております。

それでは、その指導について、いつ、どこで、どんな、どこまでの指導を行うのか、概要を生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君 自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

地域スポーツ指導者として委嘱された長年の競技経験がある地域の指導者が平日週 4 日間の放課後 2 時間と、休日の土曜日及び長期休業中の昼間 3 時間の指導を予定しています。

地域部活動の中で活動していくため、社会体育施設であるテニスコートや市民体育館において実施する予定です。

どこまでの指導かということですが、地域スポーツ指導者は顧問となることはできませんので、大会等の生徒の引率を行うことはできませんが、放課後や休日の部活動の中で主に生徒に対する技術的指導や助言などを行う指導をしていただくこととしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4 番、山崎誠一君。

（4 番 山崎誠一君 発言席）

○4 番（山崎誠一君） 指導の実施内容が分かったわけで、学校での部活動への指導ということもありまして、少し不自由、窮屈かなというふうに思いました。

しかし、熱心な技術指導やアドバイスなどを受けることができることは、競技力につながり、中学生にとっても大変よいのではないのでしょうか。

そんな折、先日土佐清水市スポーツ少年団の会報 16 号をもらいました。ここにおられます甲藤議員も以前は少年野球の指導者として、熱烈な指導者として頑張っておられたという経歴がございます。そういうことで、5 つの競技が載っており、バレーボール、野球、バドミントン、剣道、そして空手道でした。会報には、クラブの紹介、練習日時、部員数、年間行事などの予定、練習風景が載った写真に写っているみんなは楽しそうで、とにかくスポーツが大好き

なんだと感じました。その写真の中には、児童のほかに、指導をする大人の姿も映っており、まさに先ほど、甲藤議員が以前少年野球で一生懸命指導されたというそういう姿だったと私は思っております。スポーツを楽しみ、生涯学習をしているのではないかと想像いたしました。ありがとうございました。

そういったことで、今後の予定についてお聞きしますが、事業は総合型地域スポーツクラブを中心に、持続可能な取組を新たに構築していくとなっております。部活動の種類によっては、指導する競技数を増やす予定、計画はないのか、この事業が一過性に終わる可能性はないのか、生涯学習課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

少子化が急速に進む中、生徒の減少に伴い部活動を指導する教師も減少していき、従前と同じやり方や運営体制で維持することや、学校部活動としての存続が困難となってくることが懸念されます。そういったことから、今後、ますます地域運動部活動の必要性が増してくると思われ、次年度以降についても学校長の要望をお聞きしながら、よりよい体制を構築していきたいと考えております。

また、当事業は令和7年度までは国の100%補助を活用し、実施できる事業であるとお聞きしており、それ以降の財源については、今後検討していく必要がありますが、スクラムが実施する地域部活動としての体制は十分整っておりますので、持続可能な運営体制をより充実させ、一過性に終わらせることがないよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございました。

最後になりますが、少し長くなりますが、またまた先日市民体育館でスクラムの会報95号をもらってきました。2021年12月末現在の会員状況が載っております。ジュニア、これは小学生、中学生のことなんですが、207名となっております。令和3年5月26日現在の土佐清水市の小学生の数が366名、同じく中学生は229名だそうです。合計で595名で、スクラム会員のジュニア数、これ載ってたわけですが207名となっております。約3人に1人の児童生徒が会員登録をし、様々なスポーツを楽しんでいることとなります。

この状況は、将来について考えたとき、この事業の必要性を大いに感じます。とにかく、一過性に終わらせないという話ですので安心をしました。ありがとうございました。

そして今後、中学生には地域運動部活動推進事業を生かしながら、部活動を活発化し、活性化し、総合型地域スポーツクラブとして小学生も含めて、高校生も含めた一般会員やシニア会員、私も65歳でシニア会員ですが、全ての年代を含め、生涯学習活動としてこれからもスポーツを通して子供たちの豊かな心と体を育てていただきたい、そして、学校教育や運動部活動の充実に努めていただきますようよろしくお願いいたします。生涯学習課長に対する質問を終わります。ありがとうございました。

次に、農林水産課長に燃油高騰対策事業について質問をさせていただきたいと思います。

今日、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、魚価の低迷や魚の消費の落ち込みなどに加え、燃油の価格が急激に高くなり、経費の増大が漁業経営を困難にしています。

そこで、操業機会の増大を図り、漁業の衰退と漁業所得の低下に歯止めをかける必要がある。このような状況は、かつて平成20年10月にもありました。当時も、原油先物取引相場が上昇したことで、燃油の高騰となり、漁業経営に係る経費が増大したという状況でした。

平成20年はリーマンショックにより、世界的に、国内的に経済が落ち込み、混乱したようでした。折しも、今年、ロシアがウクライナへ軍事侵略したように、平成20年はウクライナに近いジョージア共和国、当時はグルジアと言っていましたが、今回のように、ロシアが一方的に武力で攻め込んだおぞましい歴史があります。本当に腹立たしい限りです。

そのように、平成20年の燃油の高騰には、様々な要因が影響し合っていたものの、現在のコロナでの経済活動の混乱、落ち込みはリーマンショックよりも激しく、長く続いている、燃油の高騰が漁業経営に及ぼす影響は大きいと言われていています。

ということで、新型コロナウイルス感染症の影響によるところの燃油高騰対策として、平成20年にも行われたような、漁船が積み込んだ燃油の量に対する何円を補助するものでしょうか、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

平成20年度に実施した土佐清水市燃油高騰対策補助金と同様に、漁船に使用する燃油の軽油とA重油を対象にしており、それぞれ購入した燃油1リットル当たり3円を補助します。

ただし、条件として、軽油・A重油ともに1リットル当たりの販売価格が100円以上になる場合を対象としており、100円以上になる日が1日でもあれば、その月は対象にすることにしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) ありがとうございます。

リッター当たり3円の補助だということ、それから軽油・A重油ともに対象だということが分かりました。それに、ただし書がついており、1リットル当たり100円以上となる月が1日でもあれば補助金適用になることも分かりましたので、次の質問に行きます。

次は、漁業者、漁船についてです。

漁船は、土佐清水市の漁業者だけなのか、漁船というと一本釣り漁船、メジカ船、立縄船、定置網に使用する漁船などがあるわけですが、外来船は対象になるのかなどについて農林水産課長にお伺いします。

○議長(永野裕夫君) 農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

この補助金の交付要綱では、補助金の対象条件として、漁船登録して漁業に従事していると漁協等が認めたもの、市内に居住して市税を納入しているもの、または住所を有し、漁業に従事しているもの、漁協組合または大敷組合等の団体に所属しているもの、漁業経営に要した燃油と漁協等が認めるもの、さらに市税等を滞納していないものとしており、平成20年度に実施した燃油高騰対策補助金と同様に、市内に水揚げを行う市外船も漁協等から要請があれば検討してまいります。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) 分かりました。ありがとうございます。

受給対象になる補助の条件が5項目あるようですが、コロナの影響を受けたということがうたわれており、対象者は広範囲になっていることが分かりました。

燃油価格高騰が操業の機会を奪われるなど、漁業経営にとっては大変大きい影響があると思いますので、大いに救いになると思います。ありがとうございます。

次に、土佐清水市内には、高知県漁協の給油施設が布、下ノ加江、以布利、清水、窪津、下川口、三崎の7か所あると聞いております。

対象になる燃油は、漁業組合で供給する油のみなのか、民間燃油販売業者も含むのか、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

漁業者の多くは漁協で給油しておりますが、民間燃油販売業者から給油している漁業者もいることから、補助金交付要綱では、市内燃油販売業者から漁業経営のために購入したA重油または軽油としており、民間燃油販売業者も対象にする予定にしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。分かりました。

漁協も民間業者も対象ということが分かりました。ありがとうございます。

それでは次に、コロナが漁業経営に影響したという意味で、適用する条件みたいなものはないか、補助金の支給金額の算出というか、確定方法というか、申請の方法はどのようにするのかなど、一連の流れと合わせて農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

この補助金は、平成20年度に実施したときと同様に、漁協の協力が不可欠になります。

まず、漁協に想定される対象者が1年間に使用する燃油使用量を取りまとめてもらい、市に補助金の交付申請をしていただき、市は予算の範囲内で補助金の交付の決定をします。

対象者への補助金の交付は、使用した燃油量が確認できる請求書や領収書等の証拠書類を民間事業者分も含め、漁協に取りまとめてもらい、市に提出していただきまして、市は使用量を確認します。

その後、補助金を漁協に一括して支払うことになりまして、対象者には漁協から支払われることになります。なお、年度途中で補助金を概算払いすることも可能になってはいますが、漁協の事務作業が大変になるため、一括の支払いになるのではないかと考えています。

今回の新型コロナ感染拡大の影響によって、飲食店等の需要の大幅な減少が、漁業所得の低下につながっていることから、この3月会議に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした予算を上程させていただいております。

少しでも操業回数を増やし、本市の漁業の維持に寄与できればと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 詳しく説明していただきましてありがとうございます。

事務的な流れから分かることは、漁協や民間業者に協力を得ながら支給していくことが必要だということが分かりました。そしてそれは、コロナの影響を受けた漁業を支援するための補助金であり、補助金の目的も分かりました。

ということで、最終的には、漁業者にスムーズに支給ができることが一番であり、指導のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に行きます。

さて、この3月からはサンゴ漁が再開し、3、4、5と操業し、6、7、8と休み、9、10、11月が操業で、来年1月2月がまた休みということが分かっております。

一方、メジカ釣りや一本釣り、立縄、定置などでは年間を通して操業するわけですが、平成20年度の燃油補助金支給は3か月のみの適用期間であったように記憶しております。

今回の対象期間はいつからいつまでなのか、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

この補助金の対象期間は、令和4年4月から令和5年3月までの1年間を予定しております。以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） 分かりました。ありがとうございます。

答弁を聞いて思ったのは、経済産業省の事業復活支援金制度は、1月から5月までと聞いています。

また、高知県は、事業者向け給付金制度が、これも5月末までとなっており、事業としては少し違うが、土佐清水市は要綱が適用されればという条件ながら、1年間ということではなかなかのものだと感心しています。ありがとうございます。

ということで、次に行きます。

コロナによる影響が続くものの、これから操業機会が増えて予算をオーバーするような場合はどうなるのか、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

対象期間は1年間としておりますが、今回の補助金は予算の範囲内で行うこととしており、予算額に達した時点で終了になります。

しかしながら、新型コロナ感染拡大の影響を受ける前の燃油使用量から試算していますので、予算を超えることはないと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

（4番 山崎誠一君発言席）

○4番（山崎誠一君） ありがとうございます。

対象期間を1年間とし、予算額に達した時点でなくなるということですが、3月5日の高知新聞の報道では、燃油価格高騰対策として、政府の農業・漁業向けに基金拡大という記事が載っております。

その記事の内容は、漁業者に対しては、漁船の燃油費を資金支援する基金を93億円積み増す、施設園芸農家向けの基金では、2022年10月から2023年6月の間に、ハウスの暖房費の補填金がより多く交付される仕組みを新設する、そういう内容でしたので、新設するという言葉がなかなかで、素人には仕組み、制度というのは分かりにくいかもしれませんが、何となく、何かをやってくれる、助けてくれるというふうに思いました。これ以上に油の高騰が続かないことを願うばかりですが、そういったことで、3円の補助金を5円に増やすとか、予算をオーバーするような場合の補正予算を今後の状況によっては検討する考えはないか市長にお伺いいたします。市長よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞などによる原油価格高騰を受け、国内の石油製品価格は13年ぶりの高値水準に達しております。このような中で、ロシアによるウクライナの侵略などにより、世界の原油価格や需給に大きな影響を与える可能性があり、さらなる急騰のおそれがあります。

こうした状況の変化に対しまして、今、燃油価格の激変緩和事業として、元売事業者等に対する価格抑制原資の支給額の上限を5円から25円に引き上げるなど、急激な価格上昇を抑制し、国民や企業活動等への不測の影響を緩和するこういう対策も行っておるところであります。併せて、今議論されているようなんですが、ガソリン税を一時的に引き下げるトリガー条項、この凍結解除の動きもあるというふうにお聞きをしております。その動向も見極めながら、国・県の対応策これも合わせて、土佐清水市の事業については効果的に実施したいと考えておりますが、当面は3円の補助を行いながら、また、国の動向、特に地方創生臨時交付金の執行状況というのも見極めながら検討していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 4番、山崎誠一君。

(4番 山崎誠一君発言席)

○4番(山崎誠一君) 市長、どうもありがとうございました。

私としては、市長が前向きに一生懸命取り組んでいただけるということで受け取りましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、通告による全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) この際、午食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時40分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて、会議を開きます。

この際、御報告をいたします。11番、浅尾公厚君が所用のため、早退する旨、届出がありましたので報告をいたします。

それでは、午前に引き続き、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 会派市民のこえの前田晃です。

今、副市長からお話がありましたけれども、市役所の職員にコロナの感染者が出たということですが、これほど市中感染が広がれば誰が感染してもおかしくない状況かなというふうに思っています。しかしながら、市役所の職員の皆さんは介護職の皆さんとか看護師とかで、やっぱりエッセンシャルワーカーにあたる非常に貴重な大事な皆さんですので、ぜひこれ以上感染が広がらないように十分対応をとっていただきたいというふうに思っています。

そしたら、質問の前にもう1点ですが、ロシアのウクライナ侵略について一言申し上げさせていたいただきたいと思ひます。

ロシアによるウクライナへの侵略につきましては、本議会が開会日に決議をしまして、他国の主権を侵害する許されない行為であり、国連憲章に基づく平和の国際秩序を根底から覆すものと言えます。ましてや核兵器使用の威嚇、原発への攻撃などは、危険極まりない、言語道断の暴挙でありまして、その蛮行を厳しく非難するものであります。

ところがこの危機に乗じまして、国会では与党議員などから核兵器の共有や非核三原則の見直しといった核兵器を容認するとなんでもない発言が相次いでおります。核の脅しに核で対抗することは、このプーチン政権と同じ立場に立って、危険な核戦争に人類と日本を導くこととなります。唯一の戦争被爆国であります日本政府は、核兵器禁止条約に参加をし、核兵器のない世界を実現する先頭に立って奮闘すべきだということをもまず申し上げておきたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして、3点の質問をいたします。

まず1つ目は、12月会議で質問ができませんでした特別障害者手当についての質問であります。

この制度につきましては、その内容が市民の皆さんに十分承知されていない、知られていないようですので、周知につながることを願って取り上げさせていただきたいというふうに思っています。

まず、福祉事務所に、この特別障害者手当の制度の概要についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

福祉事務所に。

（福祉事務所長 井上美樹君自席）

○福祉事務所長（井上美樹君） お答えいたします。

特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として福祉の向上を図ることを目的に支給されております。

日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある、在宅の二十歳以上の方が対象となります。

障害の程度につきましては、身体障害者手帳1・2級程度の障害が2つ以上重複しており、条件を満たしている方、特に重度の身体機能の障害があるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる方、内部障害で安静度が絶対安静の方、精神または知的障害で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる方となっております。

身体障害者手帳・精神障害者一保健福祉手帳・療育手帳の保有または要介護認定は要件とはなってはおりません。

在宅の方に限られておりますので、施設に入所や3か月以上の入院をされている方は対象外となります。

所得要件もございますので、全員が認定されるものではありません。また、認定に当たってはこの手当専用の医師の診断書も必要となります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 詳しい説明ありがとうございました。

この特別障害者手当の対象となりますのは、今お話ありましたように、著しく重度の障害があつて、日常生活に常時特別な介護を必要とする20歳以上の人ということで、認定基準を満

たせばこの手当が支給をされるということでもあります。

この制度のポイントは、重い障害があり、常時介護を必要とする人であれば、障害者手帳のありなしに関係なく対象になるということです。先ほど所長の答弁ありましたけれども、介護施設への入所とか入院中でないこと、それから所得制限など条件がありますけれども、車椅子で、在宅で、要介助の人、要介護4・5の介護度の高い方も認定をされるという可能性があります。

では、この制度で本年度、令和3年度の支給数、実数で、継続されてきた方と新規の方おられると思いますけれども、その数とそれから手帳のありなしについて、新規の方ですね、お伺いをしたいと思います。福祉事務所長へ。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 井上美樹君自席）

○福祉事務所長（井上美樹君） お答えいたします。

令和3年度、今日現在の認定者数は13名となっております。

内訳としましては、令和2年度からの継続が8名、新規認定者は6名、施設入所による資格喪失者が1名で合計13名となります。

この中で、新規で手帳を保有していない方は1名となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 令和3年度には13名の方に支給をされ、継続が8名、新規が6名、そのうち手帳のない方が1名ということですね。

私もちょっといろいろ聞くところによりますと、この新たに認定された手帳のない1名の方のちょっとお話も聞いたんですけども、この方をお世話しているのは妹さんがお世話してたようですけれども、この妹さんが友達からこの制度を紹介をされて、このお姉さんを申請したところ認定をされたということでした。

また、これは手帳を持っている方なんですけれども、新規に認定された方、私が聞いた中では1名の方ですが、自宅で御主人を介護している奥さんですけれども、この制度のことをケアマネの方から聞いて、これも御主人を申請したところ認定をされたということでした。だから、6名のうちの2名の方、若干お話が聞けたのでそういう状況だったということのようです。

お二人とも、認定をされて本当に助かったと、月額で2万7,350円でしたかね、手当が支給されるということで、本当に助かったということで喜んでおりました。ただ、いずれの方も今お話ししましたように、紹介されるまではこの制度のことを知らなかったわけで、友人やケ

アマネの方から教えてもらって初めて知ったということなんですよね。ですから、知らない方、認定される可能性のある方がまだおられるのではないかなというふうに思います。

市は、この2月の広報に早速制度の紹介をしていただきましたけれども、あれを見てまた申請をされる方が増えればというふうに思いますけれども、先の例でお話ししましたように、ケアマネの皆さんからこの制度を紹介してもらえれば、さらに周知が広がっていくかなというふうに思います。

さらなる周知を広げるということで、福祉事務所長のちょっと所見をお伺いしたいんですけども。

○議長（永野裕夫君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 井上美樹君自席）

○福祉事務所長（井上美樹君） お答えいたします。

障害のある方への手当やサービスにつきましては、市のホームページで周知をしておりますが、特別障害者手当、障害児福祉手当の要件に手帳の有無についての説明がありませんでした。御指摘を受け、12月にホームページを更新し、手帳の保有や要介護認定は必要ではないことを追記いたしました。

また、市の広報誌2月号でも制度について掲載をいたしました。

毎年8月には現況届が必要ですので、その時期に合わせて定期的に掲載するように予定しております。

土佐清水市地域自立支援協議会や、在宅の方の支援を行う事業所との相談支援定例会等でも制度の説明をさせていただきました。

今後も関係機関との連携も合わせて、周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。市もいろいろ対応されているということがよく分かりました。

実は、この制度を紹介したという友人の方、ケアマネの方も、その情報源はある新聞の特集記事だったということです。その新聞が何なのか、私が言ってるんですから言いませんけれども、その記事を実は私も読んで初めてこの制度を知りまして、福祉事務所で本市の状況などを確認をさせてもらいました。職員の皆さんが、今所長のほうから話ありましたけれども、制度の周知とか、それから申請者に丁寧に対応してくれたのだらうと思います。

令和3年度の新規の方が6名、そのうち手帳のない方1名の認定があったということです。

これも聞きますと、手帳のない方の認定は本市では初めてだと、過去遡って初めてだということですので、これはやっぱり福祉事務所の皆さんの迅速で誠実な取組のたまものだというふうには感じました。今後とも、先ほどこんなふうに周知しますよというお話ありましたが、住民の福祉の増進に向けて制度の一層の周知に御尽力をいただきますようお願いをしまして、次の質問に移りたいと思います。ありがとうございました。

では、2つ目です。

2つ目は、イノシシの防護柵の整備についてお尋ねをしたいと思います。

本市でも、イノシシやシカなどの有害鳥獣の被害が深刻ですけれども、中でもこのイノシシの被害が目立っておりまして、農作物や農地、水路から始まって、家庭菜園や土手、それから生活道に至るまで被害が及んでいるということです。

農林水産課長にお尋ねをします。イノシシによる本市の被害の状況と、それからイノシシの被害を防ぐ防護柵の整備があるんですけれども、この公的な防護柵の補助制度についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

イノシシの被害状況ですが、本市においては、主に農業への被害が多く、具体的な件数や被害金額は不明確で集計はしておりませんが、農地を荒らされる、作物を食べられる、石垣が崩されるといった相談は、年間通じて多く寄せられており、その都度、担当職員が対応しているところです。

次に防護柵の補助制度ですが、本市の補助制度は、市単独の補助制度と、国の補助制度があります。

市の補助制度は、資材購入費の2分の1を補助するもので、受益者1戸当たり15万円を上限として補助するものです。

国の補助制度は、事業実施主体が協議会等と定められていることから、市と猟友会、JA、森林組合などの関係団体で有害鳥獣被害対策協議会を組織して実施しております。

こちらも資材購入費が対象で、全額を補助するものでありますが、受益戸数が3戸以上であることや費用対効果を満たすことなどの要件が設けられております。

また、どちらの制度も設置に要す人件費などの経費は地区の負担になります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

実は、この1月に、市内のある農家の方からイノシシの防護柵についての相談を受けました。それは、防護柵を設置したいのだけでも、今お話ありました市の補助制度では2分の1の自己負担があってもちょっとちゅうちょするんだということ、それから、自己負担のない国の制度は、先ほどお話ありましたけれども要件が厳しくてこれもなかなか難しいと、どうにかならないかというお話でした。

そして、その方が、四万十市や三原村は自己負担のない国の制度で防護柵を整備し、ほとんど完了しているというお話もしていました。ちょっとその事実を確認するため、四万十市の農林水産課とそれから三原村の農林業建設課に電話をして問い合わせたんですけども、結論から言うと、相談者の言うとおりの自己負担のない国の制度を使って四万十市は防護柵の整備をほぼ完了し、三原村は全て完了しているということでした。三原村は全部で13地区あるようですけども、今12地区はスチール製の防護柵、1つの地区は電気柵を設けて、山裾周辺にずっとこの国の制度で設置をしたと、そういうお話でした。

それでは本市は、聞いてみますと国の制度で整備しているのが2地区と、宗呂と立石ということのようですけども、なぜ同じ国の制度なのに本市では防護柵の整備が進んでいないのか、それなりの理由があると思うんですけども、その理由を農林水産課長にお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

市の補助制度、国の補助制度ともに防護柵設置に要す人件費などは、地区の負担になります。

国の制度を活用した大規模な事業になりますと少子高齢化が進む集落では、設置やその後の管理に要す人員の確保に難があり、本課も鳥獣対策の地域おこし協力隊を中心に人的な支援も行っていますが、合意形成ができていない地区では、防護柵の設置を断念することも少なくありません。

また、国の制度では、柵を設置する土地の地権者の同意が必要になりますが、不在地権者から同意を得る作業も地区で負担していただくことになります。

さらに、費用対効果の検証なども求められることなどが国の制度が進まない理由ではないかと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 本市で国の制度での防護柵の整備が進んでいない理由として、人件費の問題とか、それから整備後の防護柵の管理の問題とか、それから地権者の問題とか様々な理由、事情があるということが分かりましたが、地元の合意が基本的には得られてないというのが一番の理由かなというふうに思いました。この合意づくりというのがやっぱり大きな課題かなというふうに思うんですけれども、四万十市、三原村の担当職員にお尋ねしますと、職員の皆さんが最も力を入れたのは、実は、この地元の合意をどうつくるか、それだったということでありました。

防護柵の必要性や設置後の管理について、皆さんやっぱり考え方の違いありますので、それをまとめて住民合意を取り付けないとこれ国に申請をできませんから、四万十市の職員の方の場合は、何回も現地に足を運んで説得を続けたというふうに言っておりました。年を取って作業に参加できないので防護柵は要らないというふうに言っていた独り暮らしのおばあさんに、作業はしなくてもいいからお茶出しでもできることをしてもらって参加してくれませんかということをお願いをして、納得をしてもらって申請にこぎ着けたという地区もあったという話がありました。

私は、電話でその話を聞いたんですけれども、この防護柵整備の取組というのは、単にイノシシ対策と、イノシシ対策なんだけれども、実質は住民参加の地域づくりの取組になっているのではないかなということを話を聞きながら思いました。実際そうなんだと思います。

で、農林課長にお尋ねしますけれども、本市の防護柵整備の取組もこの国の制度を活用して、これ自己負担ないのが一番いいと思いますけれども、地域をつくるという視点から職員がより地域に関わっていけるような、そういった体制のもとに進めていただければと思いますけれども、農林水産課長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

地域づくりの視点から考えますと、獣害に強い地区をどうやってつくっていくか、農地をどうやって守っていくかといった、地区の将来ビジョンをもとに支援したいと考えており、できるだけ国の有利な制度を活用していただけるように、本課の担当職員が地区に入り働きかけを行っております。

このことから、先ほど議員も言われましたように、平成28年度から29年度にかけて宗呂下地区、令和元年度から2年度にかけて立石地区が国の制度を導入しまして、防護柵を設置しています。

さらに、令和4年度から3か年計画で下ノ加江・長野地区において要望がありますので、実

施に向けて取り組んでいるところです。

鳥獣被害から農地を守る観点と地域を守る観点を合わせた考えをもって、費用対効果や地権者の同意、地区の合意形成など、様々な課題がありますが、それぞれの要望に応えられるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今の課長の答弁で、本市も、また本市の職員の皆さんも地域づくりの視点に立ってこれまでも取り組んできたということよく分かりました。個々のやっぱりいろんな事業があると思いますので、そんなところをクリアして、ぜひこれが広がっていったらいいかなと思っています。次が長野地区でしたかね、その計画があるということですので、できるだけ早く対応していただければと思います。

最後に、ここで市長にお尋ねをします。

国の制度で防護柵を整備するには、担当課では、先ほども話ありましたけれども、地域での合意を得るためにこれまで以上の取組が必要になると思います。本市では、下川口の集落活動センター立ち上げの際には、市の職員がコーディネーターでしたかね、調整役として参加して、その地域の合意づくりに奮闘したわけですけれども、イノシシの防護柵整備においても、集活センター並みの体制で対応していただければというふうに思っているところなんですけれども、そのためには、先ほど課長の答弁ありましたけれども、地域づくりに関わる市の構想とかそれが必要になりますし、それから担当する職員の皆さんの力量とか、地域への関わり方もこれ本当に問われてくるように思いますが、何よりもやっぱりマンパワーですよ、午前中の質問にもありましたけれども、人が必要だと思います。

イノシシの防護柵の整備でいいますと、地元の合意づくりに対応できるような担当課への十分な人員配置が必要ではないかというふうに思います。行政改革プランに沿った人減らしではなくて、3月の広報には人減らしの右下がりの線が出てましたけれども、職員数が減っている、そうではなくて、非正規の職員、市でいえば会計年度任用職員を正式採用して、地域づくりのためのエキスパート、育てていくということが少子高齢化の進む本市の住民福祉向上の大前提になるのではないかと思います。正規採用を増やして、地域づくりを担う専門家を育てることについて市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 定数管理の問題につきましては、大変苦勞をしているところでござい

ます。

この中山間対策については、これまで鳥獣対策担当、先ほど来出ておりますが、集落活動センター設立担当、森づくりの推進担当、営農担当、そして中山間地域が抱える諸課題に対応した地域おこし協力隊を全国公募の上、積極的に採用し、取組を進めてまいりました。

その地域おこし協力隊員も3年の任期が終了した後は、ほとんどの隊員が定住し、新たに起業する方、協力隊員で培った経験をもとに引き続き関連した仕事に就くなど、地域づくり全般にわたり一定の成果を上げております。

今後におきましても、企画財政課地域づくり支援係が中心となって、庁内横断的に中山間地域の活性化対策などにも対応してまいりたいと思います。この情勢もいろいろ変わるとは思いますが、その情勢に応じて、必要があれば検討してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

市長は、情報の発信とか市の売り込みというのは非常に私たけていると思います。また、県や国の事業を引っ張ってくるとか、またお金をつくることも上手で、このお金というのは有利な起債を利用したというようなそういう意味ですよ、裏金をどうのこうのじゃありませんけれども、上手でいつも感心をさせられているんですけれども、この地域づくりという観点では、市長今お話されましたけれども、少子高齢化と過疎化が進むこの集落を維持し守るには、やっぱり何と言ってもお金と人材を地域に投入することが大事ななというふうに思います。それで地域を支える取組が必要だというふうに感じています。

イノシシの防護柵の整備からメジカ産業再生プロジェクト、これ一応完了しましたけれども、こういった大事業に至るまで、市の施策の中にしっかりと地域を支える地域づくりの視点が入るということをぜひお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

最後です。ちょっと長くなるかもしれませんが、何とかお話ししたいと思います。

3つ目は、人権行政、啓発に関わってお尋ねをしたいと思います。

まず、昨年7月6日に開催をされました人権啓発講演会についてお尋ねをします。

この講演会は、「部落差別をなくする運動」強調旬間記念行事として、清水中学校をメイン会場にして、江嶋修作氏、解放社会学研究所所長ということですが、を講師に招いて、清水中生徒が総見の形で参加をして行われています。この講演会についての総括がされておりましたら、それをじんけん課長にお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 亀谷幸則君自席）

○じんけん課長（亀谷幸則君） お答えします。

この人権啓発講演会は、高知県下で実施されている「部落差別をなくする運動」強調旬間事業として土佐清水市で実施しているもので、市民一人一人の同和問題に対する認識と理解を深め、人権意識の普及高揚を図ることを目的として開催し、先ほどありましたように中学生の人権学習の場として位置づけております。

講演の中では、差別やいじめがなぜ起こるか、どうしたらなくなるか、多様性や価値観の違いを認め合うこと、人権感覚を身につけることなどについて説明があり、参加者は認識が深まり、差別やいじめをなくすために自分たちができることについて考えるきっかけになったものと判断しております。そういったことから目的に沿った講演会であったと認識しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 参加者は認識が深まり、趣旨に沿った講演会であったという総括をされてるわけですね。はい、分かりました。

では、次に市長にお尋ねします。

市長はメイン会場ではなくて、オンラインでつながっていた中央公民館ですかね、そこで講演を聞かれたようですけれども、その講演を聞かれての感想をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 会場は、答弁したように中学校の体育館でやったわけですが、コロナの感染対策といたしまして、中央公民館でも一般市民向けに開催をしましたので、そのオンラインを視聴させていただきました。所見ということなのですが、江嶋先生かなり高齢な方でありまして、本当に生徒とはおじいちゃんと孫ぐらいの関係の方なのですが、本当に優しく語りかけるような、そういうふうな全般的な印象は、そういうふうに感じたところであります。

講演の内容といたしましては、「恥ずかしくない」生き方をということで、一差別・いじめの仕組み（メカニズム）を考える一と題しまして、恥ずかしいのはどっちだ、差別・いじめの原因は、「される」いじめられる側ではなく、「する」いじめる側にもあるというそういった問題提起から始まりまして、「差別・いじめが起きる」メカニズムについて、自分のコンプレックス（劣等感）、ジェラシー（羞恥心）の結果であり、自分の弱さを知り、差別・いじめの仕組みを知り、誇りを持って生きることが大切だ、そういうふうに語りかけておりました。大変、意義深い講演会となったと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 意義深い講演会だったという感想を持たれたということでもあります。

私の手元には、じんけん課発行のじんけん広報「みち」があります。これは、令和3年の10月1日号で、ちょうど今お話ししました江嶋氏の講演の人権啓発講演会のその内容の概要がここに載せられています。概要が5ページぐらい、あと2ページが中学生の感想ですね。これを私も読ませていただいたんですが、中身については今市長が簡単にまとめていただいたような内容なんですけれども、しかし、私これ読ませていただいて、前半部分の、最初に部落問題のところちょっと講演の話にあるんですけれども、これ読んで、この内容に私ちょっとショックというか衝撃を受けました。

これに基づいて紹介をしますと、講師の江嶋氏は講演の最初で、差別といじめの仕組みは同じだというふうに述べて、その後生徒にいじめや差別がなぜ起こるかと問いかけて、続けてこう話しています。ここ引用して読みます。これまとめられたものなんですけれども、こういうふうに言っているんです。中学だと、二、三年生で社会科の歴史で同和問題とか習いませんか、なぜ勉強するかというと、差別があるからです。残念ながら、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、おじさん、おばさんが差別をしているから土佐清水市に差別があるのだよ。こういうふうに講師は述べています。おじいちゃんだということですから自分の体験に基づいてこういった話をされているのかもしれませんが、市長にお尋ねします。

私は、この講師の話が、総見の形でやっていますから、中学生の父母、祖父母、叔父、叔母は差別者だと言ってるようにしか私には聞こえません。市長は、このくだりについてはどのように受け止められたのでしょうか、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) じんけん広報「みち」の記載内容についての所見という、その中の講師の発言についての所見ということではありますが、このじんけん広報「みち」は、人権問題について広く市民の皆さんに理解をしていただけるように、講演会での講師の発言、講師の言葉というのはできるだけそのままの形で掲載するように心がけているというふうに聞いております。

そのため、この長い講演会の中のその一部の文面だけ捉えれば、違和感や不信感を感じたりする方もいるかもしれませんが、この講演会というのは、先ほど課長よりも説明がありましたが、市民一人一人の同和問題に対する認識と理解を深め、人権意識の普及高揚を図ることを目的とするものであって、講師の発言の意図は、市民が差別をしているということを断定、特定することではなく、市民誰もが今も残る差別意識の存在に気づき、差別解消のために取り組ん

でいくことの必要性を感じてもらうためのものであって、それを分かりやすく伝えるために、あえて身近な家族を例にした表現になったのではないかと判断しております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私も、これ直接話聞いたわけじゃないです。ですから、これに基づいて理解をしているわけですよ。市長言われたように、講演記録を作った方、テープ起こしをして、講演者の意図が外れないように非常に丁寧に作っていると思います。それよく分かるんですよ。だから私も全部読ませてもらいました。

中身で言いますと、全体についていえば、最初言いました江嶋氏は差別といじめの仕組みは同じで理由や根拠がないということを言っています。そしてその後、差別・いじめが起きるメカニズム、劣等感・嫉妬・欲求不満などを投げつけて解消する、これフラストレーションの内調整のメカニズムというふうに言ってますけれども、その理論を披露して、専門的にこういう研究をやっているのかもしれませんが、最後には、いじめや差別をなくすには多様性を認めることが必要で、それぞれの価値観・多様性を尊重し誇りを持って生きましようというふうにして講演を締めくくっています。

私は、講演の最後のこの結論です、価値観や多様性を尊重し誇りを持って生きることについて、それ自体は納得できるんですよ。けれども、前半の部分は納得できません。これ本当に、差別を解消するためのそういう断定をしているわけじゃないんだというふうに市長言いましたけれども、その後、重ねるように似たような中身の講演をしています。

私、この問題については、市長、私自身は極めて不適切で、教育現場の講演だけになおさら許されない発言だというふうに私感じています。父母への信頼を損ねる、そして誹謗中傷にも当たる、それから授業としてもこれ完全にアウトですよ。授業展開の中で、ちょっと衝撃的な話を導入部分で出して、興味づけに授業展開するということよくありますよ。けれども、その授業の最終の段階ではこれをちゃんとフォローするんですね、普通はそういう授業展開します。私これ読ませてもらって、こういう衝撃的なことを子供たちを前にして言いながらフォローがないんです。全くフォローない。部落問題はこういうもんだということしか残らないと思いませんね。

その後、付け加えてこういうふうにも言っています。これも引用します。部落差別や同和問題は、あなたのお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんなんかは偏見を持っていて、あなたに新しい友達ができ、出身を確認したら同和地区の子だったとき、あの子とは遊んではいけませんと言う人がいまだにいるのです。土佐清水にも残念ながらいると思う。そして、

何であの地区の子と遊んだらいけないのって聞いたら、ちゃんと答えられる人は誰もいないというようなことをその後かぶせるようにお話をしています。

これ読むと、講演でこういった講師が取り上げたような実態です。家族が偏見を持っているとか、同和地区の子と遊んだらいかんという人が今本市に実際あることなんではなかろうか。あるということであれば私もこれ以上は言いませんけれども、もしなければ、さっき授業の中でやっぱりやっているやつと同じになりますので、事実でないことを憶測で発言していることになるよ。これは、子供たちに部落問題についての誤った認識を与えるということになるのではないかと思いますけれども、市長、この点については御所見をいかがお考えですか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 人権啓発講演会などの取組というのは、差別が見えなくなったと言われる中で、依然として存在する差別の実態に気づき、同和問題解決の実践へとつなげるために行っているものであります。

ここで部落差別について学習し、正しく理解し、みんなで解決に向けて取り組むことで、人権が尊重される社会づくりを目指すものであります。講演に参加した中学生全員の中学生からアンケート調査も後で取っているということもお聞きをしておりますが、その中でも中学生からは、一人一人が意識して差別・いじめ・人権のことをもっと学習していけたらいい、差別やいじめをなくすためできることから、恥ずかしくない生き方になるように、そう言った前向きな感想が寄せられておまして、人権意識の高揚について効果的な講演会であったと思えますし、参加した子どもたちに間違った認識を与えるとは考えておりません。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 子供たちに間違った認識を与えたとは思っていないということですね。

あのね、市長、ちょっと私が今お尋ねしたことをもう一回確認をしたいんですが、今現在、父母、祖父母に偏見があるというのは事実ですか。遊ぶなど言っていることは土佐清水市で事実ですか。それをちょっとお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほども答弁いたしました。やはり心の中の問題でありますので、そういう偏見を持った方もおられるというふうに思います。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

(10 番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 市長いいんですか、そんなことを言って。心の中の問題は分かりませんよ、人権というのであれば内心の自由というのはありますから。そこまで立ち入って、市民の心の中にそういった偏見や差別する意思があると、考えがおかしいですよ、これ。市長、市民に差別意識があるんですか、偏見があるんですか、教えてください。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) この、人権を尊重する社会づくり条例を制定するに当たっての市民意識調査や、そしてまた、これまでの学習の中で、やはり全くないということはありませんので、それをなくするために取り組んでいかなければならないと思っております。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田 晃君。

(10 番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) あのね、市長、内心の自由というのは基本的人権なんです。私が何を考えているか、どういう価値観かというのは市長分かります。分からないでしょう。だから、人の心、内心の自由というのは守るよというのが人権尊重なんです。市民に、まだ差別する意識が残っていると、調査結果からそういうことを言ってるのかもしれませんが、これも調査ですから分かりませんよ。外から見てそんなこと分からないはずなんです。だから、意識があるということ、差別意識が残っているということを前提にやること自体が私問題あるというふうに思います。

市長もう一回聞きますよ。今現在、土佐清水市に同和地区の子やから遊ぶなど言ってるようなそんな事例がありますか、市長。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 先ほどからも言っていますとおり、部落差別というのは本当にこの法律でも部落差別解消推進法も制定され、また、土佐清水市においては、人権を尊重するこの条例も制定をされました。なぜかという、差別があるからでありまして、その差別をなくすためにあらゆる差別をなくすために取り組むのが行政の責務だというふうに思っております。

○議長(永野裕夫君) 10番、前田 晃君。

(10 番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) これも同じことの繰り返しになりそうですけれども、私、市民に差別意識が残っているとかがそういったことを行政が判断することはおかしいと思いますよ。誤っていると思います。啓発というのは、人権認識や、人権に対する知識を身につけてもらう条件

整備ですから、前提として差別意識があるということは私誤っていると思いますよ。

それで、子供たちに誤った認識を与えないかと、与えていないという感想文もちゃんと書いていますという話なんですけれども、私たちが考える以上に子供たちは配慮していますよ。講演会で聞いたお話をきちんと受け止めて、いやこれはどうかなと思っても、なかなかこれは書きづらいですよ。私も教師として35年間務めてきましたけれども、間違っただけでも子供たちに話をしているんですよ、私自覚してます。特に若いころ。けれども、子供たちはそれ受け止めるんですから、まあ本当に子供たちの包容力によって先生方救われているということ結構あるんじゃないかなというふうに私自身思うんですけれども、自分の体験ですけれどもね。

だから、講演の内容について、確かに感想文がどういう感想だったのかちょっと私分かりませんが、ここに書いてあるぐらいのことしか見てないですけれども、いろんな受け止め方をしているのが実際だろうと思います。それから、子供は配慮してます。これ間違いなく配慮します。その点は、大人以上にしっかりしているというふうに私思います。

じゃあ、もう次へ行きます。

子供たちを前にして、私は憶測で家族や親族を差別者扱いするこの一連の発言というのは、非常に不適切で配慮を欠く発言であるのはもちろんですけれども、本市の市民を侮辱する発言にもなるのではないかなというふうに思います。

市長、お尋ねしたいんですけれども、講演会での講師の発言は、私は極めて不適切で配慮を欠いていると思うんですが、人権啓発の講演会であるにもかかわらず、この市民の人権、差別意識があるんだということを言ってるわけですからね、侮辱するような内容になっていると思います。市として、その場で直ちに講義し、訂正と謝罪を求めるべきだったと私は思うんですけれども、今までの答弁聞いたら、そんなことありませんという答弁になると思いますけれども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 繰り返しになって申し訳ございませんが、先ほども答弁いたしましたように、中学生全員の生徒から感想文が寄せられております。私も全部は読んでおりませんが、事務局にお聞きしますと否定的なものは一切なかったということでありまして、講演を聞いて勉強になった、差別やいじめをなくすために行動したいといった、そういった意見が多く寄せられておりまして、今回の講演は、繰り返しになりますが、同和問題について正しく理解し、人権意識の高揚が図られるなど効果的な内容であったと判断しておりますので、ここでの講演会の内容や発言について、抗議、訂正、謝罪を求めることは考えておりません。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 私も、その場で直ちに抗議、訂正、謝罪を求めることは少々難しいかなというふうに、と言いながら思っています。講演を依頼し、内容は講師に任せているわけですから、それは少々のところ、依頼をした市が訂正を求めるということは基本的にはしないでしょう、すべきじゃないですよ。それから、子供たちを前にして謝罪や訂正を求めるというのもこれもいかがなものかですから、そういう点で、訂正を求めないということで私はそれは分かります。その点はね。そういう理由であれば。しかしながら市長が言った、この講師の発言に問題がない、かえって効果があった成果があったということでは私は納得できません。そういう理由づけはね。そういう理由づけでできない、これはもう当然成果があったという認識をされてるということですので、そういう答弁になりますけれども、私は納得はできません。

この発言をただ問題視できない、それから市民に部落差別の意識があるみたいなそういうことを市が思っているのであれば、私は本当に市民の人権を守る部落問題の解決に取り組んでいると、それから人権を守るということを胸張って言える状況下なのかなというふうに思います。

実際市長が、今の発言のように、講師の発言に対して問題と感じていないということですので、いわば講師と同じ立ち位置でこの問題について考えているのかなというふうに思います。そうすると、なおさら市民の人権を守っているとか、部落問題を本気で解決するという立場には立ってないのかなというふうなことを私ちょっと印象を持ちます。

もう時間がないので、なかなか後進みませんが、ちょっと飛ばして、私、誤った啓発、教育は部落問題へのこだわりを生んで、結局部落問題の解決を遅らせることになるというふうに思います。

以前にも触れましたけれども、総務省が3年前に行った部落差別解消推進法6条の調査ですね、6条に調査の規定があるんですけども、そういう調査を行っています。結果がホームページに出て、非常に分厚い資料なんですけれども、その調査結果として、部落差別はまだあると答えた人が多かったようですが、しかし、そのほとんどの人は、それは実体験ではなくて学校や啓発で差別があると教えられたからあると答えているというふうに分析をしているんですね。部落差別については、実体験、そういう体験じゃなくて、あると教えられているからあると答えていると、これ政府の総務省の調査がそういうふうな結果出しているんです。

それからもう1点、これも前触れましたけれども、啓発を受けた経験がある人のほうが、受けていない人より同和を気にする割合が相対的に高い、啓発を受けた人のほうが同和を気にする人の割合が高いということも指摘をされています。誤った啓発活動が部落問題に関わるこだわりを生んで、部落問題の解決を遅らせているということはこの調査結果明確に私、示してい

ると思いますよ。

市長にお尋ねします。

この昨年の江嶋氏のこの人権啓発講演会、評価をされてますけれども、私はまさにこの誤った啓発活動の典型として総括すべきではないかと思います。誤った認識を与える講演会だったというふうに思います。ですから、この講演会を総括し直して、同和啓発の在り方を根本から見直す必要があるのではないかなというふうに思います。答弁を求めたいんですけども、大体結論が見えてるような気がするんですが、市長の答弁求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 現在もなお部落差別が存在していることを認め、部落差別は許されないと認識をもって部落差別解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別解消推進法の制定の趣旨や、情報化の進展に伴い、誰でもがインターネットを通じ差別的な情報に触れることが容易となり、インターネットを悪用した新たな人権課題が生じるなど、部落差別の状況が変化したこと、また、差別意識の存在や、市民意識調査の結果等今の社会情勢や土佐清水市の実態を踏まえると、同和問題は今も深刻な社会問題であります。

同和問題・部落差別について正しく理解し、その解消に向け、教育及び啓発活動の充実などに取り組むことは、今後も継続する必要があると考えております。

市の行動計画でも、人権課題の中の一つとして掲げてその解消に取り組むこととしております。

同和問題の解決を目指す取組は、同和問題だけでなく、社会に存在する様々な人権問題に対する人々の関心や意識を高め、日常生活にある今まで気づかなかった差別や不合理な出来事などを見抜く力を養成し、全ての人権を保障する取組につながっていると思っております。

こういったことから、これまでの同和問題の解決に向けた取組によって得られてきた成果を再確認し、同和問題学習の深まりから差別を見抜く力を養うとともに、主体的に差別を解消していこうとする意欲や態度を育て、あらゆる人権課題の解決につなげるためにも、今後も継続した取組が必要と判断しております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） もう時間がありません。あとの労働者の権利についてはもう割愛します。毎回毎回こういうことになって申し訳ないです。議長から通告したとおりにやりなさいよというふうに御指導受けましたけれども、また今回も最後残ってしまいまして大変申し訳ないですけれども、あと4分ちょっとになりますので、土佐清水市の現状をどう見るかというの

は、これ今まで何回もお話しましたが、市民意識調査によると、同和にこだわらない人が7割を超える圧倒的多数になっていますよ、こだわる人1割以下ですから。その現状から出発せないかんですね、市長。部落差別がまだ残ってるんだということを言われるんだけど、エビデンスがありません。根拠がない。示せますか。そこが問題なんです。そこを言うてるんです。部落問題に関わる部分は、そういう今も土佐清水市に残っているということをやっぱり証明できるものがないと駄目でしょう。意識の問題は駄目ですよ、内心の問題ですから。誰も明らかにできません。で、そんなものを根拠にして対応できるはずないと思いますよ。

私、広報「みち」、同じ広報なんですけど、3月1日付、ついこの間3月の広報と一緒に入ってたやつですけど、これは12月19日、人権フェスティバルの講師の前田良さんという方が講演をされています。「パパは女子高生だった～自分らしく生きること～」、これも事務局のほうがかきれいにまとめています。これ読ませていただきました。

最初のまとめの、多様な生き方を尊重するという点では、江嶋修作さんの講演と重なる部分があるんですよ。ただ、私この前田さんの講演内容を読んでいて、この方は女性に生まれて違和感を持ち続けてきたという話ですよ。で、性転換の手術を受けて、パートナーもできて、今2児の子供さんのお父さんだと、だからパパは女子高生だったという題なんですけど、ただし、戸籍法なんかの関係で父親とは認められないということで裁判闘争やって、地裁、高裁で敗訴して、最高裁で勝訴をして認められたというお話をされてますよね。

それで、話の中心課題というのは、やっぱり自分らしく生きることが大事だよと、多様性を尊重して、自分の多様性にも気づき、自分らしく生きることが大事ですよという講演内容でした。私これ読みまして、同じ多様性なんですけれども非常に胸に響くものがあったって、人権啓発にこれふさわしい内容だと思いました、読ませていただいて。

ただ、私、これ多様性という点で言うなら、同和問題は多様性の問題じゃありませんから、部落問題はね。民族問題でもないんです。文化や言語や習慣や、それが異なる問題じゃないんですよ。だから、多様性でこの部落問題を語ると誤るんです。LGBTなんかはまさにその問題ですよ。だから、江嶋先生の講演は、その点でも多様性に基づいてこの部落問題を語っていることも私大きな間違いだというふうに思います。その点も研究していただきたい、ぜひ。

だから、今のままで同和啓発を続けるということとはかえって私はマイナスになっているんだろうというふうに思います。そういう点で、ぜひ清水の現状から出発をして、どういうふうに同和の啓発を進めるかということとはしっかりと検討をしていただきたいということを申し上げまして、もう時間がありませんのでここで全ての質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会をいたします。

明3月15日午前10時に再開をいたします。お疲れさまでございました。

午後 2時01分 延 会